

■ 鹿児島県登録の建築士事務所に対する監督処分

処分年月日	事務所の名称, 所在地, 開設者の名称及びその代表者の氏名	建築士事務所種別	建築士事務所登録番号	処分等の内容	処分の原因となった事実
平成30年1月26日	入木構造設計 鹿児島市田上台3丁目 51番36号 入木良人	一級	1-24-200	登録取消	開設者として, 管理建築士であった一級建築士が不在となった後も, 一級建築士事務所に管理建築士として専任の一級建築士を置いていなかった。 このことは, 建築士法第26条第1項第2号に該当する。